

山梨県公報

第二百七十一号

令和四年

三月二十八日

月 曜 日

目次

告示

- 山梨県土地利用基本計画の変更……………九九
 - 林業種苗生産事業者の登録……………九九
 - 家畜伝染病の発生……………一〇〇
 - 道路の区域変更(二件)……………一〇〇
 - 道路の供用開始……………一〇一
 - 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………一〇一
- ### 公告
- 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………一〇一
 - 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出……………一〇一
 - 清算人の就任……………一〇二
 - 公共測量の終了……………一〇二
 - 開発行為に関する工事の完了について……………一〇二
- ### 公安委員会
- 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………一〇三
- ### 正誤
- 令和三年八月二十三日付第二百十六号中……………一〇三

告示

山梨県告示第六十二号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。その関係図書は、山梨県リニア未来創造局二拠点居住推進課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 変更に係る事項 山梨県土地利用基本計画の計画図の変更
- 二 変更内容 計画図の変更
 - 1 北杜市における森林地域の縮小
 - 2 忍野村における森林地域の縮小

山梨県告示第六十三号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者を登録した。

令和四年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

| 登録番号 | 生産事業者 | | 生産事業の内容 | 事業所 | |
|-----------|------------------------|-------------------|------------|----------------------------|------------------|
| | 氏名又は名称 | 住所 | | 名称 | 所在地 |
| 山梨 四四六 | 功刀稔 | 南アルプス市西野二九〇八番地 | 幼苗以外の苗木の育成 | マルホ農園 | 南アルプス市西野 |
| 山梨 四四七 | 古屋製材株式会社 | 甲州市塩山竹森一〇〇番地 | 同右 | 古屋製材株式会社 | 甲州市塩山竹森 |
| 山梨 四四八 | 株式会社日本 のちから | 山梨市下神内川五〇五番地 | 同右 | みとみむら | 山梨市三富下釜口 |
| 山梨 四四九 | 株式会社エム・アンド・ビー・フ ローラ | 北杜市小淵沢町上笹尾三二八一番地四 | 幼苗の育成 | 株式会社エム・アンド・ビー・フ ローラ長野農場 | 長野県南佐久郡南牧村板橋梨ノ木平 |

| | | | | |
|-----------|-----|-------------------------|---------------------------|---------------|
| 山梨 四五〇 | 望月賢 | 南巨摩郡南 部町万沢四 二二三番地 | 幼苗の育成及び 幼苗以外の苗木 の育成 | 南巨摩郡南 部町万沢 |
|-----------|-----|-------------------------|---------------------------|---------------|

山梨県告示第六十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和四年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

| | | | | | |
|--------------|-----------|-----------------|----------|----------|-----------|
| 家畜伝染 病の種類 | 家畜の 種類 | 患畜又は疑似 患畜の区分 | 発生 頭数 | 発生 場所 | 発生 年月日 |
| ヨーネ病 | 牛 | 患畜 | 一 | 北杜市 | 令和四年三月十七日 |

山梨県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和四年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府韮崎線
- 三 道路の区域

| | | |
|--------------------------------------|-----------------------------|--------------|
| 区間 | 旧新 敷地の幅員 の別 (メートル) | 延長 (メートル) |
| 甲府市宝一丁目一〇二番地先から 甲府市朝日二丁目二〇九番一地先まで | 旧 七・六 七・六 一四・四 | 二〇四・三 |

| | | |
|---|--------------|-------|
| 新 | 一二・〇 一五・四 | 二〇四・三 |
|---|--------------|-------|

山梨県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和四年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

| | | |
|--|----------------------------------|--------------|
| 区間 | 旧新 敷地の幅員 の別 (メートル) | 延長 (メートル) |
| 南巨摩郡早川町西之宮字茅山三八八番一地 先から 南巨摩郡早川町西之宮字茅山三八八番一地 先まで | 旧 八三・二 八六・〇 新 八三・四 八七・四 | 一四・二 |

山梨県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和四年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十三号
- 三 道路の区域

| | | |
|------|--|--------------|
| 区間 | 南都留郡道志村字子ツ沢六〇六番一地先から 南都留郡道志村字子ツ沢六一二番一地先まで | |
| | 旧 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
| 旧新の別 | 九・六 二二・五 | 七八・〇 |
| 新 | 八・四 一三・四 | 七八・〇 |

山梨県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和四年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

| | | | | |
|-------|---------|---|--------------|-------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
| 県道 | 笛吹市川三郷線 | 西八代郡市川三郷町下芦川字寺下七五八番二地先から 西八代郡市川三郷町三帳字水上二九五番二地先まで | 一四三・七 | 令和四年三月三十一日 |

山梨県告示第六十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和四年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

| | |
|--------|----|
| 道路の路線名 | 区間 |
|--------|----|

| | | | |
|----|------|-------|--|
| 種類 | 一般国道 | 百二十七号 | 富士河口湖町浅川字高石一〇八一番一地先から 富士河口湖町浅川字片浜一二七六番一地先まで |
|----|------|-------|--|

公 告

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 山梨県家具工業株式会社 代表取締役 中村邦弘 山梨県甲府市德行二丁目四番二十三号
- 届出の概要
- 大規模小売店舗の名称及び所在地 ウエルゾーン 山梨県甲府市德行二丁目二百八十六番一三番
- 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| 変更前 | 山梨県家具工業株式会社 代表取締役 福田健司 山梨県甲府市德行二丁目四番二十三号 | 変更後 | 山梨県家具工業株式会社 代表取締役 中村邦弘 山梨県甲府市德行二丁目四番二十三号 |
|-----|--|-----|--|

- 変更の年月日 令和三年十二月二十四日
- 届出年月日 令和四年三月九日
- 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 縦覧期間 この公告の日から令和四年七月二十八日まで

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

| | |
|---------------------------|--------------------|
| 氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名 | 住所 |
| 株式会社コメリ 代表取締役 榎雄一郎 | 新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一 |

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 コメリハード&グリーン山梨万力店
 - (二) 所在地 山梨県山梨市万力字足原田九百六十三番外
- 2 変更しようとする事項

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|---------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 駐車場の位置及び 収容台数 | 位置 届出の図面のとおり 収容台数 二百三十三台 | 位置 届出の図面のとおり 収容台数 百二十台 |
| 駐車場の自動車の 出入口の数及び位 置 | 数 四箇所 位置 届出の図面のとおり | 数 三箇所 位置 届出の図面のとおり |

- 3 変更する年月日 令和四年十一月十日
- 届出年月日 令和四年三月九日
- 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 縦覧期間 この公告の日から令和四年七月二十八日まで

● 清算人の就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散した桜井土地改良区から次のとおり清算人の就任の届出があった。

令和四年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

| 清算人氏名 | 住所 | 就任年月日 |
|--------|-----------------|----------|
| 原田 辰巳 | 上野原市秋山三千六百二十四番地 | 令和四年三月二日 |
| 平賀 和延 | 上野原市秋山三千三百三十二番地 | 同 |
| 平賀 源重郎 | 上野原市秋山三千五百二十六番地 | 同 |

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真測量・航空レーザ測量・数値図化）
- 二 測量の地域 山梨県南都留郡道志村板橋地内外
- 三 測量の期間 令和三年十一月一日から令和四年三月十五日まで

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 大月市御太刀二丁目字御立原千二百九番、千二百十番、千二百十一番一、千二百十三番一、千二百十四番、千二百十五番、千二百七十二番一、千二百七十三番一、千二百七十六番一、千二百七十六番四、千二百七十七番一、千二百七十七番四及び千二百七十七番五の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都大田区新蒲田一丁目七番四号 株式会社東横イン 代表執行役 黒田麻衣子

公安委員会

山梨県公安委員会規則第五号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の表に次のように加える。

| | |
|----------|---|
| 九十四 一般国道 | 山梨県大月市大月二丁目字関屋六六一番一先から山梨県大月市大月町花咲字宮ノ西二三三番八先まで |
|----------|---|

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和四年四月二十三日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の山梨県道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）第八条の二の表に掲げる道路を通行した自動車についての新細則の適用については、なお従前の例による。

正 誤

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|---|---|---|

○ 令和三年八月二十三日（第二百十六号）山梨県公安委員会告示第九十五号（高速自動車国道中部横断自動車道等の自動車の通行の禁止制限その他の交通規制）

| | | | | | | | | |
|-----|---|-------|-------|---|---|---|---|---|
| 四四〇 | 下 | 四 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 |
| | | 終わりから | 終わりから | | | | | |

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番